

令和7年度第3回木更津市情報公開総合推進審議会 会議録

○開催日時：令和8年2月9日（月） 午後2時から午後4時まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室

○出席者氏名

審議会委員：伊藤芽衣、石渡肇、小倉敏幸、北原和起、鎌田哲也、小林伸一、佐伯浩一、
関口明、田井信仁、高田旭祥、渡邊美樹

木更津市：田中副市長、植野総務部長、中原総務部次長

（事務局） 内田課長、河上係長、梅田主任主事、赤瀬主任主事

（関係課） 資産管理部財産活用課坂上課長 貝塚係長

大倉野福祉部次長兼高齢者福祉課長 山本福祉相談課長 角
介護保険課長

亀田教育部次長兼教育総務課長 河名係長

○議題等及び公開非公開の別：全て公開

- （1） 報告 個人情報の漏えいについて
- （2） 報告 個人情報取扱事務届出について
- （3） その他

○傍聴人の数：0人

○会議内容

河上係長 ただいまより、令和7年度第3回木更津市情報公開総合推進審議会を開催いたします。私は進行を務めさせていただきます総務課法規係の河上と申します。よろしくお願いいたします。

次に、田中副市長からご挨拶申し上げます。

田中副市長 副市長の田中でございます

本来であれば、渡辺市長が参りまして、ご挨拶を申し上げるところでございますが、出席が叶いませんので、私の方からご挨拶を申し上げます。

委員の皆様にはご多用の中、木更津市情報公開総合推進審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より市政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

本市におきましては、委員の皆様のご協力のもと、木更津市情報基本条例を初めとする各種条例に基づき、公正な情報の取り扱いを総合的に推進しているところでございます。

本日は、個人情報の漏えい及び個人情報取扱事務届出についてのご報告をさせていた

だきたいと存じます。

委員の皆様には、引き続き情報公開の総合的な推進のため、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
河上係長 副市長は、ここで退席させていただきますのでご了承くださいませようよろしくお願いいたします。それでは、木更津市情報公開総合推進審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長となると定められております。

以後の議事進行につきましては、小林会長にお願いしたいと存じます。

小林会長、よろしくお願いいたします。

小林会長 はい、ありがとうございます。

規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは本日の出席者の確認ですが、何名でしょうか。

河上係長 本審議会の会議は、木更津市情報公開総合推進審議会規則第3条第2項により、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされております。審議会の委員の定数は15名、本日の出席委員は11名となっております。

小林会長 ありがとうございます。そうしますと、定足数を満たしているということになりますね。本日の審議会は成立します。

まず、本日の議題は、報告事項2件となっておりますが、本日の審議会の公開についてお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

各委員 異議なし。

小林会長 異議がないと判断しました。それでは公開ということで進めさせていただきます。議事に入る前に皆様に連絡しておかなければならないことがもう1点あります。途中で退席される方は、前もって私の方に一言お声をかけていただきまして、退席していただければと思います。それから、審議会が始まってからですが、ご発言なされたい方は手を挙げて、ご発言していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議題の1、報告、個人情報の漏えいについての報告をよろしくお願いいたします。

河上係長 はい。前回の審議会以降に、資産管理部財産活用課、福祉部福祉相談課、高齢者福祉課、介護保険課、教育部教育総務課の3部5課におきまして、個人情報の漏えいがありました。こちらについては、発覚に至るまでの経緯が同様ですので、事務局より経緯を簡単にご説明申し上げます。昨年10月20日に千葉県より、県内市町村において、ホームページに掲載したファイルから個人情報漏えいしたとの事案があったと注意喚起の連絡がありました。この連絡を受け、総務課から庁内へ注意喚起及び各課等で所管するホームページ掲載ファイルの点検を依頼したところ、3部5課においてホームページ掲載ファイルからの個人情報漏えいが発覚しました。詳細については、各部署よりご説明いたします。それではまず、資産管理部財産活用課よりご説明いたします。資料は「木更津市財

産利活用推進委員会に係る個人情報の漏えいについて（報告）」をご用意ください。
坂上課長 財産活用課の坂上と貝塚でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

私から、木更津市財産利活用推進委員会資料に係る、個人情報の漏えいについてご説明させていただきます。

初めに、今回の事案の概要についてでございますが、使用目的が行政財産から普通財産となった市有地につきましては、現在、当課が所管しているところでございますが、このような市有財産の利活用を図ることを目的として開催した令和 5 年度第 2 回木更津市財産利活用推進委員会の会議録及び会議資料をホームページへ掲載しておりましたところ、この資料の一部に、市有地の位置を示した住宅地図が含まれており、市有地周辺にお住まいの方々の個人情報が記載されていたことが判明したものでございます。

次に、経緯経過につきましては、資料に記載の通りでございますが、かいつまんでご説明させていただきます。令和 5 年 11 月 10 日に、財産利活用推進委員会が開催され、翌年 9 月 4 日に市ホームページに会議資料等を掲載いたしました。

その後昨年 10 月 22 日に県内他市からのホームページ掲載中のファイルから、個人情報の漏えいが確認されたことを受け、職員により当課が所管するホームページを確認しましたところ、公開中の資料に個人情報が記載されていることを確認したため、資料の削除と、個人情報保護法に基づく手続きを行ったものでございます。

次に、漏えい等が発生し、または発生した恐れがある保有個人情報の項目及び本人の数についてでございますが、項目につきましては、氏、または氏名及び住所で、また本人の数については、882 人でございました。

次に、今回の事案の原因についてでございますが、会議資料に個人情報の記載があったこと。また、ホームページ掲載時に、該当箇所を削除または記号等に置き換えておりませんことから、職員の個人情報保護法に関する認識不足によるものでございます。

次に、対応についてでございますが、報道機関へのプレスリリース及び、ホームページへの掲載により、お詫びとお知らせを広く周知したとともに、対象者に対しましては、個別訪問を行い、文書と口頭により、経緯経過の説明及び謝罪を行っております。

次に、改善などの対応及び今後の再発防止策についてでございますが、会議資料に位置等を示す場合は、国土地理院等が掲載するフリー素材の地図を使用することや、ホームページへの情報を掲載する際は、決裁時に、ホームページ資料掲載時のチェックリストを用い、複数人で確認することの他、職員に対しまして、個人情報保護法に関する研修等に積極的に参加するよう促したところでございます。

私からの説明は以上でございます。この度は大変申し訳ございませんでした。
小林会長 ありがとうございます。

ご質問であるとか、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

では、私の方からまず質問というか確認。住宅地図、これは国土地理院が作成してこれ

を国土地理院が掲載しているフリー素材の地図ではないということなんですね。

坂上課長 はい。おっしゃる通りでございます。

小林会長 民間企業が本地図を作成し、あるいは販売してる業者のものをを用いたということになると思うんですけどそういうことですか。それからもう1点、チェックリストというものを、この事案を基にお作りになって、もうこれは周知徹底させているということではよろしいですか。

坂上課長 はい。おっしゃる通りでございます。このチェックリストにつきましては今回の事案を受けて、新たに当課が作りまして、決裁の中でホームページに掲載する際はこういったチェックリストを用いて、複数で確認するようにということで課の職員に周知したところでございます。

小林会長 対応策をもうすでに実施しているということなんですが、委員の皆さんいかがでしょうか。

鎌田委員 対象のご家庭にはお詫びしてもらったっていう話ありましたが、参考までに、問題なくどの家庭もご了承いただいたということではよろしいでしょうか。

坂上課長 今回882人の方々ということで、個別訪問を行ったわけなんですけど、実際漏えいした情報と現地が異なる場合もありましたので、直接ご自宅の方を伺った中で、ご説明した方がほとんどだったのですが、中には不在、または、すでに所有者が変わっているようなこともございまして、投函したりしてるケースもございます。基本的にご理解を得たものというふうに考えております。以上です。

鎌田委員 ありがとうございます。

小林会長 他にご質問やご意見等はありませんでしょうか。

それでは私の方から最後に、先ほどの概要説明の中でもありましたが、個人情報保護法に基づく、個人情報保護委員会への届け出等は、今回はなされたということですか。

河上係長 今回の事案は国が法定している100名を超えた個人情報の漏えいになりますので、国である個人情報保護委員会へ報告をさせていただいております。

小林会長 そういうことが必要ですね。

この、氏名であるとか氏とか住所これ自体は、いわゆる要配慮個人情報には該当しなくても、今の言われた数を上回る場合は、もう一律に報告しなければならないということですね。その手続きをきちんととられていると。はい、わかりました。

それでは特になければ、この漏えい案件はこれにて終了ということです。2番目の漏えい案件をお願いします。

河上係長 それでは、福祉部福祉相談課、高齢者福祉課、介護保険課より個人情報の漏えいについて説明をいたします。こちらについては、3課同じ福祉部になりますので、まとめてご説明いたします。

資料「市ホームページへの個人情報漏えいについて」とタイトルのあるものをご用意ください。

大倉野次長 事務局からのご説明の通り、県内で発生した事案を受け、本市でも、ホームページに掲載しているファイルの点検を行ったところ、福祉部では、福祉相談課、高齢者福祉課、介護保険課の3課で、個人情報が見ることができる状態となっていたことがわかりました。

ここからは、福祉部の3課で発生した内容についてご説明させていただきます。

1、概要でございますが、10月20日から、市ホームページ内のファイルを点検したところ、10月22日までに合わせて63名分の個人情報が意図せず、閲覧できるようになっていたことが確認されました。

問題のあったファイルは判明後すぐに削除し、必要な修正を行った上で、現在は再掲載をしております。

2、経緯でございますが、福祉部各課で確認したところ、3課において、ホームページに掲載しているPDF資料の黒塗り部分が、PDFからコピーして、ワードなどに貼り付けると表示されてしまう状態であったことが、10月20日と22日にそれぞれ判明いたしました。

3、原因については、議事録などの資料をホームページへ掲載する際、個人情報に該当する箇所、黒塗りにしてPDF化していたのですが、その黒塗りが見た目だけの処理になっており、コピーアンドペーストをすることで、黒塗りが消え、個人情報が表示されてしまう状態であったことが原因でございます。

4、漏えいした人数並びに個人情報でございますが、福祉相談課では、木更津市民生委員推薦会の議事録から14名の方の氏名、性別、年齢、職歴や役職、住所に関する情報、活動状況などが確認できる状態でした。

高齢者福祉課では、地域包括支援センター運営協議会の会議録から、1名の方の住所、大字のみですが、確認できる状態でした。

介護保険課では、木更津市介護保険運営協議会の地域密着サービス事業所部会で使用した資料から、5つの事業所に所属する、従事者48名の氏名が確認できる状態でした。

対象者への対応についてでございますが、プレスリリースをするとともに、市ホームページでもお知らせを掲載いたしました。

対象となった方々には通知文を送り、順次、謝罪を行いました。

説明の際には、不審な点があれば、担当課までご連絡いただくようお願いしており、現時点で対象となった方からの相談はございません。

最後に、再発防止策でございますが、職員への注意喚起や研修を通じて、個人情報保護への意識を徹底するとともに、今後は個人情報を黒塗りではなく、確実に削除するか記号などへ置き換える方法に統一いたします。

また、ホームページへ掲載する前の確認作業も改めて徹底し、再発防止に努めて参ります。

私からは以上でございます。この度は申し訳ございませんでした。

小林会長 ありがとうございます。この件に関してご質問やご意見等がございましたらお

願います。

私の方からまず、これは他の県内の他の自治体からこういう事案が発生しましたと。注意喚起の連絡が何かあって、それを受けて本市でもと。こういうことになったところ、このような、個人情報の漏えいが発覚したということですね。

他市で発見された発生した個人情報の漏えいについてもこれと同じ、このPDFをコピーアンドペーストして、ワードなどに貼り付けてしまうと黒塗りの部分の氏名等が出てしまうということが他市であったので、注意喚起が県内の全市町村に回って、それを受けて本市でも、全庁的に調べたところこういう案件が発覚したという経緯ですか。

河上係長 はい。まとめていただきました通りでして、外房のある市で、やはりPDFにしホームページで公表していたものを、それをコピーという形でクリックし、ワードなどに貼り付けをしますと、黒塗りしてる部分の隠れてる文字部分が、実際にはデータとしては残っているため出てくるといような状況がありました。これを千葉県から各市町村に注意喚起があったという形になります。事象としては、9月末に報道発表がある市でされて、そのあと、10月20日に本市に県を通じてきたというよう形になります。

以上です。

小林会長 そうしますと、この課の担当の方が、このPDFデータを今言ったような操作をしてしまうと、黒塗り部分が黒く無くなる。個人情報が出てしまうことに関する知識がなかったということでしょうか。

大倉野次長 はい、おっしゃる通りです。勉強不足でございました。

小林会長 何か質問やご意見等がございましたらお願いします。

小倉委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、先ほどの他の方もチェックリストがあったわけですけども、今回のこの事案ですが、市全体でこのチェックリストも含め、周知するっていうようなことは、もうできてるんでしょうか。

河上係長 副市長から個人情報が載った会議録等を公表する際に、記号に置き換えるように、または削除するようにと通知をさせていただいたところです。

先ほどありましたチェックリストはおっしゃる通り、財産活用課が作ったものは他の課でも使えるものですので、全庁的に広報させていただくことを検討します。これから広げていきたいと思います。

小林会長 ありがとうございます。他にございますか。特になければ、この案件はこれで終わりにし、次の報告に移ります。

河上係長 次が、教育部教育総務課の個人情報の漏えいの案件になります。使う資料につきましては、市ホームページに掲載したファイルからの個人情報漏えいについて、教育総務課となっているA4の紙の方になります。

亀田次長 当課における個人情報漏えいについて、お手元の資料にてご報告させていただきます。まず事案の概要でございますが、本市ホームページに掲載した一部ファイルにおきまして、個人情報を抹消しないままの状態に掲載していたことにより、当該個人情報が

漏えいしたものでございます。

経緯でございますが、県内他市でホームページに掲載されたファイルから個人情報が漏えいする事案が発生したことを受け、同様の事案がないか、令和7年10月21日に当課において点検を実施いたしましたところ、令和3年6月定例教育委員会会議録における会議の議案資料、こちらPDF形式のファイルでございますが、この資料中の木更津市スポーツ推進審議会委員の任命に係る意見聴取についてにおきまして、木更津市スポーツ推進審議会委員9名の住所、性別及び年齢を記号等に置き換えて抹消しない状態のまま掲載していたことが判明いたしました。当該資料につきましては同日直ちにホームページ上から削除しております。

なお、本件につきましては、現在までに、個人情報の第三者への流出や不正利用等の2次被害は確認されておられません。

次に原因でございますが、市ホームページに資料を掲載した際の確認漏れによるものでございます。次に、対象者及び漏えいした個人情報の項目でございますが、先ほど申し上げました通り、9名の住所、性別及び年齢でございます。次に、対象者への対応でございますが、令和7年11月13日、対象者宛通知文書を郵送にて発送するとともに、8名の方に電話連絡を行いました。概要を説明の上謝罪し、再発防止に努める旨お伝えをいたしました。1名のみ不在でありましたが、18日に連絡が取れましたので、同様の話をさせていただきました。

最後に、再発防止策についてでございますが、職員の個人情報に対する認識、理解を一層深め、個人情報の重要性を認識するよう指導を徹底いたします。また、個人情報が記載されたファイルを市ホームページに掲載する際は、当該個人情報自体を削除または記号等に置き換える措置を確実に実施し、掲載前の確認を徹底して参ります。

具体的な方法といたしましては、先ほどから話のあります、決裁時にチェックシートを用いて、複数で確実に処理がされていることを確認できる体制をとって参ります。

私からの報告は以上でございます。この度は大変申し訳ございませんでした。

小林会長 どうもありがとうございました。こちらの個人情報の漏えいにつきまして、何かご質問やご意見等がございましたら、お願いいたします。

特になければまず私の方から、1つ前の福祉部の事案とこの事案の異なるのは、福祉部の事案に関しては、PDFのデータをコピーアンドペーストすることによってどういう現象が発生するかということを知らずに、ホームページに掲載した。黒塗りされて、不開示のようになっているというふうな認識のもとで出したということでしたよね。ところが、そうはいかなかったと。

今回のことに関してはそういった操作を行わずに、ホームページで公開してしまったということではよろしいですか。

亀田次長 はい。おっしゃる通りでございます。

小林会長 続いて、この9名の方、木更津市スポーツ推進審議会委員を任命するかを審議し

ている中でこの9名の方の名前と、住所、性別、年齢が、議事の中で上がっていたということですね。この9名の方はその後、任命されたのでしょうか。

亀田次長 はい。名簿の通り、任命をされております。

小林会長 そうするとホームページ上ではこの委員の氏名と、肩書きが公開されているわけですか。

亀田次長 はい。おっしゃる通りでございます。

関口委員 もう4年前の話なので、もう定かではないのかもしれませんが、令和3年の6月の定例会のときに、情報が出たわけですね。そのまま載ってしまったわけですね。他の例えば令和3年とか令和4年とか、令和2年は、同様のことはなかったわけですね。なぜこのとき、令和3年の6月の定例会のだけ出ってしまったんだろうかと。何か、その原因について、例えば担当が急に変わってしまったとか、何かその原因について何か、分析したことがおありでしたら教えていただければと思います。

亀田次長 あくまでもチェック漏れということで、認識しております。以上でございます。

小林会長 他に質問やご意見がございましたら。渡邊委員、いかがでしょうか。

渡邊美樹委員 令和3年にこのことが起きた後、しばらく気がつかないでいたということではよろしいのでしょうか。

亀田次長 はい。おっしゃる通りでございます。

小林会長 他にございますか。特になければ、この案件はこれで終わりにし、次の報告に移ります。

続きまして個人情報取扱事務届出の報告です。まず私の方から、もうすでにメールで皆さんの方にこの届出が送付され、そして、この週末を利用されて委員の皆様が熟読されているという前提のもとで、ご説明願えればと思います。これはそのためにメールを送っているということです。実は以前は当日にこの分厚い書類を我々の手元にどんどん置かれて、1件1件検討していたということがございました。

それを考えると大変効率的な方法をとられているなど、皆様も十分それにお答えしていただければと思います。よろしく申し上げます。

赤瀬主任主事 総務課の赤瀬と申します。私からは、まず新規の個人情報取扱事務届出についてご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

個人情報取扱事務届出の報告をする前に、この報告の根拠などについて簡単にご説明させていただきます。

個人情報取扱事務届出につきましては、木更津市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条に規定がございます。第3条第1項で、実施機関は、個人情報取扱事務を開始するときは、個人情報取扱事務の名称、目的、記録項目など条例所定の事項を届け出なければならない旨を規定しております。変更や廃止についても同様です。

そして、市長は同条第6項により、届出があったときは、届出に係る事項を審議会に報告することができることとされており、今回はこの規定により、報告をするものでございます。

それでは、各届出の報告に移ります。本日紙ベースでお配りしました1枚紙の「個人情報取扱事務届出一覧表」、ホチキス止めされております「個人情報取扱事務届」、そしてタブレットにあります「02. 説明資料 個人情報取扱事務届出」の3点を使用してお報告いたします。紙の個人情報取扱事務届とタブレットの説明資料の右上にあります数字と一覧表の左側に記載されている数字が対応しております。これら3点の資料を使い、一覧表に記載されている順番に沿って報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、タブレットの資料については、縦にさせていただくと見やすくなるかと思います。

それでは、新規事務からご説明させていただきます。今回、12件の事務がございます。

それぞれの事務について、まず簡単にご説明させていただいてから、ご質疑等ありましたら、まとめてお伺いさせていただくような流れで進めさせていただきます。

事務局で対応可能であれば、可能な限り回答をさせていただきます。中には、全般を通してのご意見ですとか、あとは、ちょっと事務局の方では、わかりかねないような詳細な事務の内容とかがございましたら場合によっては、後日、メールなどで回答させていただきます場合があります。よろしくお願いいたします。

初めに、資料のナンバリング1「木更津市災害時における協力井戸水質検査費用助成金の交付に関する事務」をご覧ください。こちらは、総務部危機管理課の事務になります。

届出の報告が今年度初回であること、また新たに委員になられた方も多くいらっしゃいますので、この届出を例として簡単に届出書の見方についてご説明させていただきます。

それでは、紙でお配りした資料の「個人情報取扱事務届」をご覧ください。

上の方から順にご説明いたします。まず、「事務の目的及び概要」「収集理由」「対象者の範囲」の3項目ですが、「事務の目的及び概要」にはその事務を行う目的や概要について、「収集理由」には個人情報を収集する理由について、「対象者の範囲」には個人情報を収集する対象者について簡単にまとめられております。

その下の「事務の委託の有無」は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託し、委託する事務の中に個人情報が含まれる場合に選択するものになります。今回は実施機関のみで取り扱いますので「なし」ということになります。その隣の「オンライン結合の有無」は、外部と通信回線で繋がっている場合に選択するものになります。こちらも今回は外部とは繋がっていないので「なし」となります。

次に、2行下にあります「利用目的以外の目的のための経常的な自らの利用」と「利用目的以外の目的のための経常的な提供」ですが、原則といたしまして、収集した個人情報につきましては、その事務の目的以外で取り扱うことはできないのですが、個人情報の保護に関する法律第69条第1項の法令に基づく場合又は第2項の各号のいずれかに該当する場合は、例外として目的外利用又は外部提供をすることができると規定されております。今回はそのような利用はありませんので、「なし」となります。もし該当する場合は提供先などが記載されることになります。

次に、6行下の、表が細かくなっているところの真ん中ほどにあります「記録項目」と「収集先」ですが、「記録項目」については収集する項目に関して、左から二列目「選択」の列のところが○と表記されております。「収集先」はその個人情報を誰から集めるかについて記載されております。

この事務ですと、「氏名」の情報は本人から収集しているということになります。一番右側の「提供先」の列ですが、外部提供する場合に提供先が記載されます。今回はございませんので「なし」となっております。

届出書の見方についての説明は以上となります。見方について何かご不明点等ありますでしょうか。

それでは、この事務の内容についてご説明させていただきます。こちらは、災害時に生活用水の提供が可能な井戸の水質検査に要した費用を助成することにより、災害協力井戸の登録を推進し、災害時における生活用水の確保及び公衆衛生の維持を目的に実施するものです。

この事務では、申請者を特定するため及び助成金を支払うために必要な個人情報を取り扱います。

続いて、資料のナンバリング2「自治会加入手続きに関する事務」をご覧ください。こちらは、市民協働部市民活動支援課の事務になります。こちらは、地域の自治組織である団体である自治会に対し、市全庁をあげ自治会の加入促進を行うことから、自治会に入りやすい環境づくりの一環として、自治会加入希望者と自治会との中継ぎを行うための事務です。この事務では、自治会加入希望者に係る個人情報を取り扱います。

続いて、資料のナンバリング3「不動産の使用料支払いに関する事務」をご覧ください。こちら先ほどと同様、市民協働部市民活動支援課の事務になります。これは、鎌足地域交流センターの敷地及び岩根地域交流センター駐車場の土地借上げ使用料の支払い及び契約関連文書等の発送を行うための事務です。

この事務では、地権者を特定し、連絡調整や使用料の支払いを行うために必要な個人情報を収集します。

続いて、資料のナンバリング4「特定技能所属機関に係る協力確認書受領に関する事務」をご覧ください。こちらは、市民協働部地域共生推進課の事務になります。これは、令和7年4月1日に「特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令」及び「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」が施行され、特定技能外国人の受入れ機関いわゆる特定技能所属機関に対し、特定技能外国人の受け入れに当たり、当該外国人が活動する事業所の所在地及び居住地が属する地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を求められた場合には、当該要請に応じ、必要な協力をする旨の協力確認書を提出することが規定されたことから、この協力受領書を受領する事務です。

この事務では、特定技能所属機関の担当者の特定等必要な個人情報を取り扱います。

続いて、資料のナンバリング5「木更津市夜間急病診療所に関する事務」をご覧ください。こちらは、健康づくり部健康推進課の事務になります。こちらは、令和7年4月1日から、これまで君津郡市広域市町村圏事務組合が運営していた君津郡市夜間急病診療所が木更津市に事務移管され、木更津市夜間急病診療所となったことから行う事務です。

この事務では、夜間急病診療所で診療行為を行うにあたって必要な個人情報を取り扱います。

続いて、資料のナンバリング6「木更津市ひとり親家庭等応援臨時給付金給付に係る事務」をご覧ください。こちらは、こども未来部こども政策課の事務になります。こちらは、電力・ガス・食料品等の価格高騰に直面しているひとり親家庭等の生活を支援するため、令和7年3月分の児童扶養手当受給者に一世帯あたり一律3万円を給付する事務です。

この事務では、支給の対象となる方を特定するため及び支給をするために必要な個人情報を取り扱います。

続いて、資料のナンバリング7「木更津市子どもの生活臨時応援事業に係る事務」をご覧ください。こちらは先ほどと同様、こども未来部こども政策課の事務になります。物価高騰の影響を受ける市民を経済的に支援するとともに、子ども達の健やかな成長を応援することを目的とした臨時的な措置として、「木更津市子どもの生活臨時応援事業」として、児童生徒1人あたり4,000円分のクオカードを支給する事務です。

この事務では、支給の対象となる方を特定するため及びクオカード送付をするために必要な個人情報を取り扱います。

続いて、資料のナンバリング8「令和6年度価格高騰支援給付金の給付に関する事務」をご覧ください。こちらは、福祉部福祉相談課の事務になります。令和6年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において「重点支援地方交付金」の「低所得世帯支援枠」にて物価高の影響を受ける低所得世帯の支援を主たる目的として、住民税所得割非課税世帯に対し3万円を給付する事務です。

この事務では、支給の対象となる方を特定するため及び支給をするために必要な個人情報を取り扱います。

続いて、資料のナンバリング9「高校生食農教育実施に関する事務」をご覧ください。こちらは経済部農林水産課の事務になります。

こちらは、食育基本法に基づく木更津市食育推進計画を推進するにあたり、次世代を担う市内在住在学の高校生に農業、食の魅力をつなげるため食農教育を実施する事務です。

この事務では、参加希望者を特定するため、申込者を含め参加を希望する人全員の個人情報を取り扱います。

続いて、資料のナンバリング10「次期木更津市食育推進計画策定に伴う市民アンケートに関する事務」をご覧ください。こちらは、経済部農林水産課の事務になります。こちらは、令和4年3月に策定した「木更津市食育推進計画」の計画期間が令和8年度末で終了するため、次期木更津市食育推進計画を策定するにあたり、現計画の検証及び今後の施

策方向性を検討することを目的に、アンケート調査を実施する事務です。

この事務では、アンケートを実施するにあたり、調査票の送付に必要な個人情報を取り扱います。

続いて、資料のナンバリング 1 1「木更津市自転車活用推進計画策定に係る市民アンケートに関する事務」をご覧ください。こちらは、都市整備部土木課の事務になります。こちらは、木更津市自転車活用推進計画の策定を進めるうえで、市民の皆さまから自転車に関する課題やニーズを調査し、木更津市自転車活用推進計画策定の参考資料とするため、市民アンケートを実施するものです。

アンケートを実施するにあたり、調査票の送付に必要な個人情報を取り扱います。

続いて、資料のナンバリング 1 2「住宅防火対策に関する事務」をご覧ください。こちらは、消防署の事務になります。市内在住で原則として 7 5 歳以上の訪問希望がある者を対象とし、消防職員が対象者の住宅へ出向き宅内の火気使用状況などを確認し火災予防に係るアドバイスを実施することにより火災の発生を未然に防ぎ、高齢者の住宅火災による死者数を減らすことを目的とした事務です。

この事務では、訪問希望者の特定等必要な個人情報を取り扱います。

新規の届出に係る報告は、以上でございます。

小林会長 改めて私の方から。ご質問、意見に関しては場合によっては先ほど最初にご説明があったように、持って帰っていただいて検討していただく。この原則この場ではお答えにはならないということですね。

ということを踏まえて何かございましたら。私の方から。チェック項目ありますよね。個人情報に関する下の方のこのチェック項目を特に注意していただいて、中には要配慮個人情報が含まれるものがありまして、8 番ですか、心身機能の障害という、要配慮個人情報の典型的な項目ですが、こういったこともご注意なさった上で、何かございましたら。それから 5 番に関しては、夜間の急病診療所が移管したということですね。

当然ながら医療機関ですよ、そこを利用される方に関するかなりセンシティブな情報も当然ながら含まれるという形で、こういったことも、注意なさって何かございましたら、お願いします。

関口委員 はい。すいません。教えてください。

なるべく個人情報は少なければ少ないほどいいと思いますので、例えば、3 番に生年月日が必要かどうかとか、それは年齢じゃだめだろうかとか、そんなような観点で幾つか見たものをいいます。

3 番は果たして生年月日が必要なんだろうか。

氏名がわかれば、地権者として、分かるのではないかというのが 1 点です。

それから、10 番。アンケートで、年代を知りたいのであれば、生年月日は必要なんだろうか。年齢じゃだめなんだろうか、どちらかにすべきだということでは、物によっては、生年月日が必要なものもあるでしょうし、年齢で十分なものもあるし、そういうもの

さえも必要じゃないものもあるのではないかと思いますので、意見になるかもしれませんが、一応持ち帰っていただければと。

小林会長 よろしいですか。今、関口委員が冒頭にお話しされた業務で扱う個人情報、できる限り少なくは、個人情報保護を扱う場合の原則の1つだと思いますので、私の方からも、今、委員がご指摘された点を十分検討させていただければと思います。

河上係長 必要最小限な個人情報かなどのご意見があったことについて、原課の方に伝えさせていただければと思います

高田委員 今ちょっと思ったのが委員がおっしゃられた通り少ない方がいいと思うんですけど例えば3番の不動産の使用料に支払いに関する事務の中で生年月日が必要かどうかというところで、契約する中で生年月日を相手方の特定をするときに、出していただくことでも、生年月日が必要なのかなと思いました。

小林会長 何かございましたら、その他よろしいですか。

北原委員 ちょっと質問ですけれども、例えば5番のところで、一番下の個人識別符号の取り扱いがあることなんですけれども、こちらは個人番号の利用にはならないということでしょうか。

河上係長 個人識別符号とは、番号のみで個人が特定されてしまう個人情報になるものです。ご指摘いただきましたとおり、個人番号も個人識別符号に含まれます。個人識別符号は法定されておりまして、そのうち今回は健康保険の被保険者番号が個人識別符号に当たり、個人識別符号の中から被保険者番号を収集します。

北原委員 ありがとうございます。

小林会長 よろしいでしょうか。

佐伯委員 届出番号が8番の令和6年度価格高騰支援給付金の給付に関する事務なんですけれども、先ほどお話のありました要配慮個人情報ということで、こちらの説明資料を見ると、障害者手帳ですか、これを確認的なことで収集するということになってますけれども何でこの事務だけに限って障害者手帳を入れてあるのかなというところはちょっとわからなかったのです。

河上係長 この障害者手帳を必要とした理由について、確認を原課の方にさせていただければと思っております。

おそらく、本人確認の添付書類として必要としたと思われますが、なぜこのようにしたのかの状況を確認させていただきます。

小林会長 今ご質問という形で出たわけですし、それから、事の性質上、やはりその何らかの形で我々になぜこれを扱わなきゃならないのかのご回答をいただければと思います。例えば次の審議会のときにご回答願えれば、それでよろしいんじゃないでしょうか。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

小林会長 ということで、持ち帰ってください。

特になければ、新規に関してはこれで終了ということで、続きまして、変更事務に關してお願いします。

赤瀬主任主事 それでは、続きまして変更事務及び廃止事務に係る各届出の報告に移ります。お手元にございます（1枚紙の）個人情報取扱事務届出一覧表の1ページ目の下部にあります「変更事務」をご覧ください。こちらは既存の事務の変更に係る届出で、全部で3件ございます。新規事務の時と同様に、個人情報取扱事務届出書とその説明資料を併せてご覧いただければと思います。なお、変更事務については、各資料の変更部分にアンダーラインを引いておりますので、そこを中心にご確認いただければと思います。

では、資料のナンバリング13「農地法に基づく許可及び届出に関する事務」をご覧ください。農業委員会事務局の事務になります。

まず初めに、このナンバー13と次のナンバー14の事務の変更については、令和5年9月1日より変更すべき事務でございましたが、届出が漏れておりました。事務の変更日を過ぎての変更届出になってしまったことをご報告いたします。大変申し訳ございませんでした。

では、事務の説明をさせていただきます。この事務は、農地法第3条、第4条及び第5条の規定による許可及び同法第3条の3、第4条及び第5条の規定による届出などの事務について、法令で定められた書類等の添付を求め審査基準に従い審査を行う事務です。こちらは、令和5年9月1日に農地法施行規則の一部改正がされ、農地法第3条に基づく許可、第3条の3に基づく届出の際、国籍の記載が必要になったため、記録項目に本籍・国籍を追加したものです。

また、その他記録項目の見直しを行い、年齢、学業・学歴、資格・許可、成績・評価、連絡先、印影、公的扶助・給付を追加しました。

続きまして、資料のナンバリング14「農地台帳の整備に関する事務」をご覧ください。

こちら、農業委員会事務局の事務になります。この事務は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整、その所掌事務を的確に行うため、住民基本台帳及び固定資産課税台帳を基に経営体ごとに農地台帳を作成する事務です。こちらについても、先ほどと同様の理由で国籍の記載が必要になったため、記録項目に本籍・国籍を追加したものです。

また、その他記録項目の見直しを行い、連絡先、公的扶助・給付、その他として管理番号を追加しました。

続きまして、資料のナンバリング15「119番通報等に伴う事務」をご覧ください。

こちらは消防署の事務になります。

この事務は、119番通報等により災害通報を受報し、災害の種別や規模等必要な事項を的確に把握することにより、災害に対し迅速かつ的確に出動するとともに、救急事案においては傷病者の情報を関係機関に連絡し、各種の報告書を作成する事務です。こちらは、令和7年10月より救急隊が搬送対象者のマイナンバーカード、マイナ保険証を活用し、

搬送対象者の医療情報を現場で確認できる仕組みが全国で運用が開始されたため、記録項目として、健康診断等の結果、保健指導・診療調剤情報を追加しております。

続きまして、所管変更に係る事務についてご説明いたします。届出の一覧表、2 ページ目の上段にあります「組織改正による所管変更」をご覧ください。こちらは、所管変更により届出が提出されたもので、全部で2 件ございます。上から順に、「障害児通所給付費等の支給決定等に関する事務」、「軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業に関する事務」については、障がい福祉課からこども発達支援課へ変更となりました。

最後に、廃止事務についてご説明いたします。届出の一覧表の2 ページ目中段の「廃止事務」をご覧ください。こちらは、事務が廃止されたことにより届出が提出されたもので、一覧表に記載されているとおり、全部で5 件の事務が廃止されました。

私からの説明は以上でございます。

小林会長 はい、以上のような変更事務、組織改正による所管変更に関する事務、それから廃止事務に関するご報告でした。何かご質問等はございませんでしょうか。

北原委員 21 項目の、経済状況等について、丸がついているけれども、こちらは、119 番通報等の事務に必要なものなのかなというふうに思ったのですけれども。

梅田主任主事 説明資料見ていただきますと財産収入を火災等の場合には記録項目としますとありますので、おそらく火災等の場合には何が燃えたかっていうところで、財産収入を確認しているのではないかなと思います。

小林会長 次回の審議会でお答えになっていただければよろしいと思います。

伊藤委員 14 番の個人情報が消去されたデータがインターネットの公表対象となると書かれていますが、この個人情報はどのようなものかちょっとお聞きしたいです。

河上係長 氏名などの個人情報を抜いたデータ、個人が特定できないような形のデータをインターネットで公表しております。ですが、こちらも担当課に確認させていただいて、またご回答させていただければと思います。

小林会長 他に何かございませんでしょうか。それでは、個人情報の取扱事務届の報告は、これにて終了ということにさせていただきます。

それでは続きまして最後の議題の3、その他、事務局より報告をお願いいたします。

河上係長 はい。情報公開・個人情報保護審査会委員等交流フォーラムというものがございまして、今まさに集まっていたいている、審議会等の委員ですとか、全国の自治体の職員や国の職員などが集まるフォーラムでございます。

このフォーラムで扱った内容ですけれども、情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況の課題について、意見交換が行われました。

今回は本審議会の委員であって、木更津市情報公開・個人情報保護審査会の副会長をなさっている伊禮委員が出席され、報告をいただいておりますのでお伝えさせていただきます。

情報公開・個人情報保護審査会委員等交流フォーラムに係る報告書。

2025 年 12 月 8 日に開催されました第 23 回情報公開・個人情報保護審査会委員等交流フォーラムに出席いたしましたので、以下のとおりご報告いたします。

本フォーラムでは、開会挨拶の後、講演が行われ、続いて二つの報告がなされました。最後に、各報告内容を踏まえた意見交換が行われ、参加者間で活発な議論が展開されました。最も時間を割いて議論がなされたのは、審査会のオンライン対応に関する問題です。具体的には、審査会や審査請求人の口頭意見陳述をオンラインで開催することの可否や、オンラインで実施する際の方法・条件などが、検討課題として挙げられておりました。そして、これらの検討課題につき、司会を務められた堀部政男先生は、法改正によって IT 化を経験した民事手続法分野における議論から何らかの示唆を得ることができる旨の発言をなさっていました。民事手続の IT 化は、3 つの e から形成されます。このうち e 法廷とは、口頭弁論期日、争点整理手続、証人尋問等をすべてウェブ会議等により行うことを意味し、e 法廷の導入は、適正な裁判の実現や弁論権の実質的な保障に資すると期待されています。この点に照らすと、審査会における口頭意見陳述をオンラインで実施することも許容されてよいと考えられます。その際には、実施方法や実施場所については行政不服審査法施行令 8 条、行政不服審査法施行規則 1 条や民事訴訟規則 30 条の 2 などを、無断での録音等については民事訴訟規則 77 条などを参考にしつつ、実施ガイドラインを作成することが望ましいと思われます。これに対し、e 法廷は、当事者などが裁判所に出頭することなく各種期日に参加することを認めたものであって、裁判官が裁判所外から期日を主宰することを認めたものではないことに注意を要します。民事手続の IT 化では合議体のオンライン化が必ずしも想定されていない以上、同じく合議体である審査会のオンライン開催の可否については、民事手続の IT 化とは別異の考慮を要し、慎重な検討が求められるでしょう。本フォーラムを通じて、情報公開に関する理論的課題や実務的要請につき理解を深めることができ、大変有意義な経験をすることができました。

以上が、伊禮委員からのフォーラムについての報告になります。

小林会長 ありがとうございます。私もこのフォーラムに参加いたしました。

これズーム方式のフォーラムで、毎年 12 月の時期に開かれております。伊禮委員はご専門が民事訴訟法ということで、今のご報告の中にはかなり反映されているのかなと印象を持ちました。以上です。

事務局からよろしいでしょうか。

河上係長 本審議会で答申をいただきました木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、市議会の議決を経て令和 7 年 12 月 19 日に別添の内容にて公布されましたことご報告いたします。審議会の皆様には本当にご協力いただきましてありがとうございました。

小林会長 この条例が、無事にというかめでたく、審議採決にかけられて、公布されているということですね。これが最後の報告ですね。

以上について何かご質問等がありますか。特にございませんでしょうか。

それでは以上をもちまして令和7年度第3回木更津市情報公開総合推進審議会を終了
といたします。長時間にわたりご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和8年3月31日

木更津市情報公開総合推進審議会会長 小 林 伸 一